

茨木市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成10年12月24日

茨木市規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市人権尊重のまちづくり条例（平成10年茨木市条例第27号）第5条の規定に基づき、茨木市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 人権関係団体等から推薦された者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 棄欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

5 会長は、審議会に諮り、会議を非公開とすることができる。

(部会)

第6条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことが